資料番号 13

令和5年8月18日 課 名 土木建築局港湾振興課 担当者 課長 吉牟田 内 線 4018

## ベイサイドビーチ坂の駐車料の徴収期間の変更について

#### 1 要旨・目的

広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地の駐車料について、これまで徴収期間を7月1日から8月31日の海水浴期間に限定していたものを、年間を通して徴収することとしたので報告する。

## 2 現状・背景

ベイサイドビーチ坂の駐車料については、令和5年4月の坂町賑わい施設の供用開始を踏まえ、令和5年2月定例会において、令和5年7月から時間割料金とする条例改正を行った。

坂町賑わい施設の供用開始以降、ベイサイドビーチ坂の利用者は大幅に増加しており、管理事務を受託している坂町から、施設の維持管理に必要な費用負担を求める観点から、通年で駐車料を徴収したい旨の要望があった。

#### 3 概要

(1) 対象者

県民

### (2) 事業内容(実施内容)

次のとおり徴収期間を改正する(駐車料等については、改正なし)。

	現行	改正後
徴収期間	7月1日~8月31日	通年

### (3) スケジュール

令和 5 年 7 月 31 日 県報告示 令和 5 年 9 月 1 日 施行

#### (4) 予算(補助事業・単県)

\_\_\_

### 4 その他(駐車料の改正状況)

Caster Court Lillas Arm Nama				
区分	令和4年度まで	令和5年度 8月まで	令和5年度 9月以降	
徴収期間	7月1日~8月31日	7月1日~8月31日	<u>通年</u>	
駐車料	620円/回(身障者半額)	最初の1時間無料、以降30分ごとに100円 但し、600円を限度(身障者半額)	同左	
徴収時間	9:00~17:00 (入口 9:00~17:00 出口 9:00~19:00)	9:00~22:00 (入口 9:00~22:00 出口 24時間出庫可能	同左	
徴収方法	料金収受人による徴収 (入口で個別徴収)	料金収受機(南北2ケ所)による徴収 (入口で発券、出口で精算)	同左	

# ≪参考≫

# [坂町の賑わい施設]

令和5年4月供用開始

区分	面積	摘 要
飲食施設	1 F 252 m²	㈱STUC(スタック)**が入居
	2 F 55 m²	(MSTUC (スタック) "か八店
物販施設	1 F 650 m²	㈱モンベルが入居
倉庫棟	144 m²	㈱モンベルがサップボードの保管施設等として利用

※ ハンバーガー店「LION BURGER」、牡蠣料理を中心とした洋食店「MABUI」等の店舗を展開

